

# 宅地分譲希望者をご紹介ください！

和歌山県土地開発公社では、平成20年4月1日から、岩出紀泉台団地、貴志川長山団地、新宮蜂伏団地において、分譲希望者をご紹介いただいた方に紹介謝礼金をお支払いする、【宅地分譲紹介謝礼金支払制度】をはじめました。

## 支払の対象者

個人及び法人です。

(社)和歌山県宅地建物取引業協会会員の宅地建物取引業者の皆さんは除きます。

## 紹介謝礼金

1区画につき土地売買代金の2%に相当する額(1万円未満切捨て)をお支払いします。

1区画につき上限額は20万円とします。

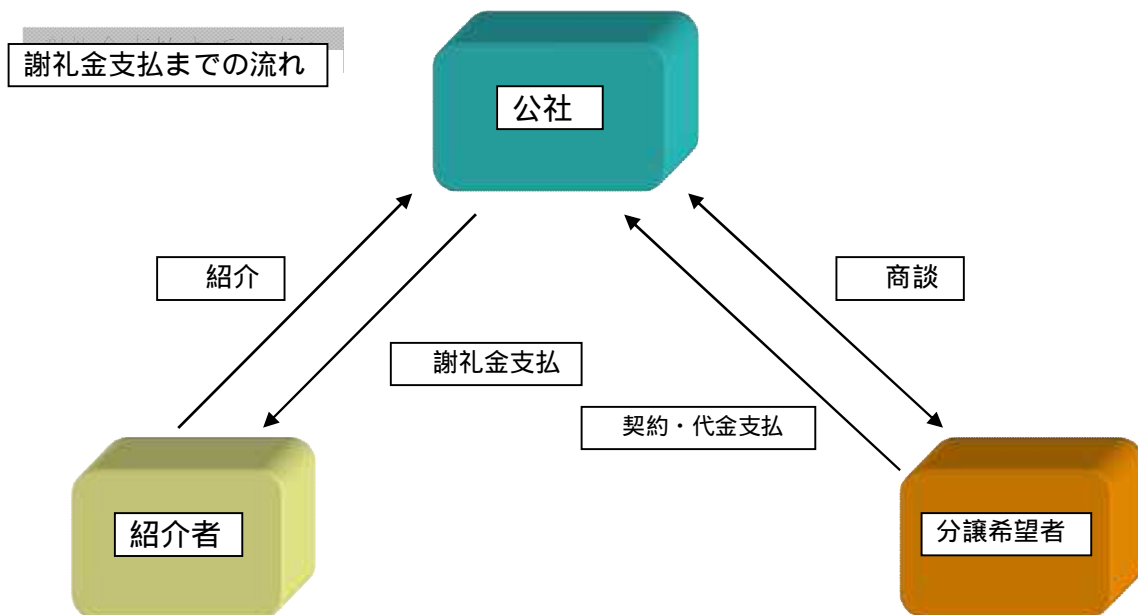
## 支払の条件

- ・分譲希望者が当公社に宅地購入申込書を提出する前に、「分譲希望書紹介書」を提出していること。
- ・分譲希望者の同居家族でないこと。
- ・和歌山県土地開発公社の役職員でないこと。 など

## 支払の決定

当公社と分譲希望者との間で売買契約が成立し、所有権移転登記が完了した後とします。

詳しくは、「和歌山県土地開発公社宅地分譲紹介謝礼金支払要領」をお読みください。



## 和歌山県土地開発公社宅地分譲紹介謝礼金支払要領

(趣旨)

第1条 和歌山県土地開発公社(以下「甲」という。)の所有する次の各号に掲げる団地の分譲宅地を分譲希望者(以下「乙」という。)に紹介した場合、甲は紹介者(以下「丙」という。)に対して紹介謝礼金を支払うものとする。

- (1) 岩出紀泉台団地
- (2) 貴志川長山団地
- (3) 新宮蜂伏団地

(支払対象者)

第2条 支払の対象者は、個人及び法人とする。ただし、社団法人和歌山県宅地建物取引業協会の会員である宅地建物取引業者(以下「宅地建物取引業者」という。)を除く。

(支払金額)

第3条 紹介謝礼金の額は、1区画につき土地売買代金の2%に相当する額とし、その額は1万円未満を切り捨てるものとする。ただし、紹介謝礼金の上限額は、1区画につき20万円とする。

(支払条件)

第4条 支払の条件は、次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限るものとする。

- (1) 丙は、乙が甲に宅地購入申込書を提出する前に、甲に対し分譲希望者紹介書(以下「紹介書」という。別紙様式)を提出していること。ただし、複数の紹介書の提出があった場合は、先に提出された紹介書を優先する。
- (2) 丙の紹介により甲乙間で土地売買契約が成立した土地について、土地分譲の紹介に関する協定書に基づく宅地建物取引業者からの紹介がないこと。
- (3) 丙は、乙の同居家族でないこと。
- (4) 丙は、和歌山県土地開発公社の役職員でないこと。

(支払決定)

第5条 支払は、甲乙間で土地売買契約が成立し、所有権移転登記が完了した後、前条に掲げる条件について審査を行った上で決定するものとする。

(支払時期及び支払方法)

第6条 支払は、前条の支払決定後30日以内に甲の指定する方法で行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

# 分譲希望者紹介書

平成 年 月 日

和歌山県土地開発公社  
理事長 様

申請者  
住所

氏名 印

電話番号 - -

和歌山県土地開発公社の所有する団地(岩出紀泉台、貴志川長山、新宮蜂伏)の分譲希望者を下記のとおり紹介します。

記

|   |   |
|---|---|
| 分譲希望団地名<br>希望団地の数字を で囲んでください。   | 1 岩出紀泉台団地<br>2 貴志川長山団地<br>3 新宮蜂伏団地  |
| 分譲希望宅地番号<br>「岩出紀泉台団地で適当な物件を探している。」等、希望宅地が決まっていない場合は、空欄のまま結構です。<br>宅地番号はパンフレット「宅地分譲のご案内」の裏面に記載しています。 | ( )ブロック ( )号地<br>( )ブロック ( )号地<br>( )ブロック ( )号地<br>( )ブロック ( )号地<br>( )ブロック ( )号地 |
| 分譲希望者   | 住所  |
|   | 氏名  |
|   | 電話番号 - -  |
| 分譲希望者との関係   |   |
| その他の事項<br>分譲希望者を紹介するに当たって、参考になることがあれば何でもご記入ください。  |   |